

平成 28 年 4 月 1 日

臨時職員の出張にかかる旅費の取扱いについて

臨時職員の出張に伴う旅費については、一般社団法人日本木材輸出振興協会旅費規程の別表第 1 の区分を準用するものとし、その格付けに当たっては、当該臨時職員が行っている業務の内容、その責任の度合等を勘案して決定するものとする。

なお、臨時職員が上位区分の者とともに出張し同じ行動をとらざるを得ない場合で、宿泊料に足が出るときは、必要に応じ、精算払いにより宿泊料の実費を補てんすることができるものとする。